

第9次あけみお福祉プラン（素案）パブリックコメントに寄せられたご意見及びこれに対する名護市の考え方

番号	記載ページ	項目
1	全体	資料編の取り扱いについて
	ご意見	資料編の中に含まれる4.第9次あけみお福祉プラン策定に向けての現状と課題の集約については計画策定の根拠となる貴重な資料であるはずなのにパブリックコメントまでに公表できないのは如何なものか
	名護市の考え方	パブリックコメントの開始までに資料編の公表ができなかったことにつきましてはお詫び申し上げます。次期あけみお福祉プラン策定時にはこのようなことが起きないように努めてまいります。

番号	記載ページ	項目
2	P2	第8期介護保険事業計画について
	ご意見	第9次あけみお福祉プランの中に含まれる第8期介護保険事業計画について住民・被保険者が気にする保険料の設定が議会で議決されていない中でパブリックコメントを終了してしまうのは如何なものか。
	名護市の考え方	介護保険事業計画は、現行の介護保険事業の実績を基にこれからの3年間の給付に係る需要を推計しているものであることから、介護保険条例の議決前にパブリックコメントを終了することについて、特に問題はないものと考えております。（実績を基に推計しているものであり、数値に変更は生じません。）

番号	記載ページ	項目
3	P17	方針1（1）① ウ）健診受診率向上対策の検討 エ）高齢者への予防接種の促進
	ご意見	健診の受診率向上の対策の中に感染症対策の側面も含んでいたほうがいいのではないかと。高齢者の予防接種について新型コロナウイルスの蔓延によって合併症への不安から予防接種率が低下することはあってはならないことであるためその点についても記載したほうがいいのではないかと。
	名護市の考え方	ウ）健診受診率向上対策の検討 健診会場における新型コロナウイルス感染予防対策は、三密をさけるため、会場の変更を行い検温、マスク着用その他、手指消毒などを行っております。今後も感染予防対策を講じながら実施してまいります。 エ）定期予防接種（B類疾病）の受診勧奨は、個別通知や広報紙・ホームページなどで周知するとともに医療機関や介護施設などへポスター掲示を行ってきました。今後も感染症の動向を踏まえた上で情報提供について関係機関と連携を図り、接種勧奨に努めていきたいと考えております。

番号	記載ページ	項目
4	P18	方針1 (1) ② ア) 特定保健指導の未利用者に対する利用促進
	ご意見	特定保健指導の効果について疑義を唱える論文が昨年発表された、名護市の状況についてもただ数字を見るのではなく、科学的根拠に基づいた研究・分析を行うようお願いしたい。
	名護市の考え方	ア) 特定保健指導の未受診者に対する利用促進 ご意見にある論文については、承知しております。現在、市民一人ひとりの健康寿命延伸や生活習慣病の発症予防や健康増進の対策として第2次健康なご21計画がございます。第9次あけみお福祉プランや第2次健康なご21計画は、名護市第5次総合計画の地域における支え合いの仕組みづくり個別計画であり、保健・福祉分野の計画と整合性をとっております 特定保健指導の効果については、国も今後の展開として、「効果の高い保健指導制度について調査・分析し、全国で行われている保健指導がより健康改善に結び付くために必要な知見を明らかにする予定」としていることでもありますので、第3次健康なご21策定（令和4年度）の際には、ご意見があった内容についても検討していきたいと考えております。

番号	記載ページ	項目
5	P27	方針1 (4) ① ア)～ウ)
	ご意見	生活基盤の整備を行うための自宅内改修工事に対して補助があることはとてもいいことであると思う。ただ、利用数についての記述がないため挿入を検討したほうが良い。 利用率が低いのであれば、若干の助成率のアップなども検討すべき。
	名護市の考え方	要介護（要支援）者宅の介護予防に必要な住宅改修について、20万円を上限として費用助成しています。ご意見にある利用数について、これまでの計画では「実績件数」を掲載してきましたが、今回の計画から「目標値」の設定が必要となりました。市計画として住宅改修の「目標値」設定（増か減か）について課内で意見が割れ、掲載を見送っております。次期計画においては「予測値」など掲載方法の検討を進めてまいります。 また、利用希望者からの聞き取りなどにより、申請件数＝支給決定件数であり、利用率は100%です。助成率及び助成上限額については介護保険法及び厚労省通知にて示されており、全国的基準での運用となっており、変更はできません。

番号	記載ページ	項目
6	P28	方針1 (1) ③ イ) 外出・移動支援の充実と検討
ご意見(1)		コミュニティバス・デマンドバス等公共交通機関整備等の検討の際には高齢者の視点だけでなく女性や介護者等の視点も積極的に取り入れるべきである。
名護市の考え方(1)		令和3年度、地域公共交通計画の策定を予定しておりますので、そのなかで検討を行っていきます。
ご意見(2)		乗車運賃については高齢者等の割引ではなく乗車券の発行など無償での検討を積極的にすべき。
名護市の考え方(2)		高齢者等への公共交通の乗車運賃につきましては、どのようなサービスが行えるか関係各課と調整を行い、検討していきたいと考えております。
ご意見(3)		名護市は北部市町村の中心に位置する市であるがゆえに他町村出身の高齢者も多い。墓参りや介護サービス、医療機関の受診などで行き来をすることは容易に想像ができる。そのため他町村及び中南部地域との接続について検討しなければならない。
名護市の考え方(3)		北部の他町村及び中南部地域との公共交通の接続については、令和3年度の地域公共交通計画の策定で検討を行っていきます。
ご意見(4)		移動手段の確保は車社会の沖縄で、免許返納した高齢者等、自動車の運転ができないみなさんにとっては自由に移動する権利が無くなるものに等しい。その点からもあらゆるみなさんの移動する権利の確実な確保を記述すべきではないか。
名護市の考え方(4)		高齢者福祉に関する本計画においては、高齢者等の移動手段の確保について記述しております。 それ以外の方も含めての移動手段の確保につきましては、令和3年度の地域公共交通計画の策定で検討を行い、取組を記載したいと考えております。

番号	記載ページ	項目
7	P34	方針2(1)1)④ 保険料の軽減
ご意見(1)		今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で保険料の軽減を受けるものが例年の10倍以上になっている。感染症の影響は来年度も継続していくと予測ができる。指標についての再度分析をした方が良い。
名護市の考え方(1)		ご意見についてはごもっともであり、新型コロナウイルスによる影響は令和3年度以降も予測されます。しかし、令和3年3月時点で国から示されている「コロナの影響により収入が減少した方の介護保険料軽減に対する国補助金」について市内部での検討が済んでおらず、コロナによる影響額について今回の計画には反映しておりません。
ご意見(2)		そもそもの介護保険料は前述した通り議会での議決を経ていない。否決された場合どうするのか。
名護市の考え方(2)		介護保険料の設定については番号2にて回答したとおりであり、条例の改正趣旨などについてできる限りの説明及び資料提供を行ってご理解いただくよう努めてまいります。 また、県内で介護保険料に関する条例否決の事例がないため、確実な回答は難しいのですが、否決された場合、早い時期での臨時議会開催と議案の再提出が必要となるものと考えます。

番号	記載ページ	項目
8	P35	方針2(1)1)⑥ エ) 業務効率化支援
ご意見		業務効率化の中では各サービス事業所の提供する資料について精査と提出理由の明確な提示を積極的に行うとともに各種ソフトウェアとの整合性を取れるようしっかりと調整してほしい。
名護市の考え方		事務作業等の効率化を図るために、市への提出書類や手続きの簡素化について検討してまいります。また、各事業所へ、提出資料についての説明会や研修会等を開催し、関係者へ十分な説明を行っていきたいと考えております。